

令和5年第10回

東大和市農業委員会総会議事録

令和5年10月25日

東大和市役所会議棟第1・2会議室

東大和市農業委員会

令和5年第10回東大和市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和5年10月25日(水)午後2時00分
- 2 場 所 東大和市役所会議棟第1・2会議室
- 3 招 集 者 東大和市農業委員会長 岩 田 高 雄
- 4 議 事 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会長諸報告について
日程第3 報告第25号 農地法第3条の規定による届出について
日程第4 報告第26号 農地法第4条の規定による届出について
日程第5 報告第27号 農地法第5条の規定による届出について
日程第6 議案第20号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて
- 5 出席委員(14名)

1 番 原 章 記	2 番 和 地 毅
3 番 橋 本 訓 夫	5 番 杉 本 実
6 番 栗 原 勇	7 番 町 田 悦 郎
8 番 内 野 雄 文	9 番 真 野 春 男
10番 橋 本 翔 吾	11番 内 野 博 司
12番 大 熊 和 春	13番 岩 田 高 雄
14番 内 野 純 子	
- 6 欠席委員(1名)

4 番 小 林 由美子

- 7 出席した職員

事務局長 井 上 昌 弘	係 長 眞 中 教 雄
--------------	-------------
- 8 会議の結果
報告第25号から第27号について、専決処理を確認した。
議案第20号について審議した結果、証明書を発行することに決定した。

事務局長

定刻となりました。

会議の前に、本日の出席状況につきましてご報告いたします。

定数15、現員数15、本日は、小林委員から欠席の連絡があり、14名の出席をいただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく出席人数を満たしておりますので、本定例総会が成立することをご報告いたします。

次に、本会議は、農業委員会等に関する法律第32条により、原則公開となっておりますが、本日の定例総会の傍聴希望はありません。

以上でございます。

(午後 2時00分)

◎開会

議 長 ただいまより令和5年第10回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程について事務局より報告をいたさせます。

井上事務局長。

事務局長 それでは、本日の日程についてご報告申し上げます。

日程第1から日程第6までとなっております。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

日程第2、会長諸報告を行います。

日程第3、報告第25号 農地法第3条の規定による届出2件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第4、報告第26号 農地法第4条の規定による届出1件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第5、報告第27号 農地法第5条の規定による届出4件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第6、議案第20号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い2件についてご審議いただきます。

日程につきましては、以上でございます。よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

議 長 事務局より議事日程を報告いたしました。

◎会議録署名委員の指名

議 長 それでは、日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日は、7番、町田悦郎委員、8番、内野雄文委員の両名を指名いたします。

◎会長諸報告について

議 長 続いて、日程第2、会長諸報告をいたします。（会長報告）

◎報告第25号

議 長 続きまして、日程第3、報告第25号 農地法第3条の規定による届出2件について専決処理をいたしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

係 長 （議事日程に基づき説明 2件）

議 長 朗読及び説明をいたしました。

報告第25号 農地法第3条の事案については、書類が整っているため受理をいたしました。

なお、専決処理をしてございますが、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

議 長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎報告第26号

議 長 続きまして、日程第4、報告第26号 農地法第4条の規定による届出1件について専決処理をいたしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

係 長 （議事日程に基づき説明 1件）

議 長 朗読及び説明をいたしました。

報告第26号 農地法第4条の事案については、書類が整っているため、受理をいたしました。

なお、専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

議 長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎報告第27号

議長 続きまして、日程第5、報告第27号 農地法第5条の規定による届出4件について専決処理をいたしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

係長 (議事日程に基づき説明 4件)

議長 朗読及び説明をいたしました。

報告第27号 農地法第5条の事案については、書類が整っているため、受理をいたしました。なお、専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎議案第20号

議長 続きまして、日程第6、議案第20号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い2件について、ご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局長 (議事日程に基づき説明 2件)

議長 朗読および説明をいたしました。本事案は相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いです。

それでは、申請番号1番の事案について、ご審議いただきます。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

議長 特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

続きまして、申請番号2番についてご審議いただきます。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

真野委員 農業委員会で納税猶予地について、引き続き農業経営をしているとの証明書を発行

していますが、実際の農地は荒れ放題のような場合、証明書の発行を止めることが出来るのでしょうか。

議 長 皆さんで農地のパトロールをしていただきましたが、実際そのような農地があることも事実です。ただし耕うんすれば直ちに作付けが出来るので、農地として特段問題があるわけではありません。

ただし、近隣住民から雑草が繁茂していて何とかしてほしいなどの苦情があった場合、所有者に対して改善をお願いする場合があります。ただし、農業生産に関係のない雑木などが繁茂していたり、広告看板などが設置されていたりする場合には警告し、改善を促します。

納税猶予地に関しては、3年に一度税務署に作付け状況、収量、販売額などを報告する義務があります。過去3年間に作付け、収量、販売額が皆無の場合は問題があるので、農業委員会としても農地の地権者に対して善処してもらうよう話す必要はあります。納税猶予を受けた場合、農業耕作をする義務が生じています。

耕作をしていない場合、猶予自体が取り消され、相続税とその間の利子税を支払わなければならず、高額な税金が課せられます。このような事態にならぬよう、農業委員会としては肥培管理をしっかり行っていただくよう説明する必要があるかと思います。

議 長 ほかに質問はございませんか。

特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、本日のすべての日程を終了いたしました。これをもって定例総会を閉会といたします。

(午後 2時40分)